

【参考】新会計基準及び新適用指針による主な変更点の適用開始時期の概要(3月末決算企業のケース)

◎強制適用の概要

A(貸借対照表上での即時認識)、B及びE(開示の拡充ほか)は平成26年3月31日年度末より適用される。

なおEの開示項目については、連結財務諸表において注記している場合には個別財務諸表で記載を要しない項目もある。

C及びF(退職給付債務等の計算方法の変更)は平成26年4月1日より適用される。これに伴う会計方針の変更の影響額は平成26年4月1日の期首の利益剰余金で認識する。

D個別財務諸表での貸借対照表上の即時認識は当面の間、適用されない。

●早期適用の概要

※1 平成25年6月30日(平成26年3月期の第一四半期末)の貸借対照表上で即時認識する。

※2 四半期では開示の拡充は通常生じないと考えられる。

※3 C及びF(退職給付債務等の計算方法の変更)に伴う会計方針の変更の影響額は平成25年4月1日の期首の利益剰余金で認識する。

◆実務上困難な場合(所要の注記を行う)

C及びF(退職給付債務等の計算方法の変更)について、平成26年4月1日からの適用が実務上困難な場合は、平成27年4月1日より適用となる。

主な変更点		平成26年3月期				平成27年3月期				平成28年3月期			
		第一四半期	第二四半期	第三四半期	年度末	第一四半期	第二四半期	第三四半期	年度末	第一四半期	第二四半期	第三四半期	年度末
①	連結財務諸表												
A	未認識数理計算上の差異等の処理方法 (貸借対照表上での即時認識) 用語変更(退職給付に係る資産、退職給付に係る負債)	●※1			◎								
B	開示の拡充 用語変更(過去勤務費用、長期期待運用収益率)	●※2			◎								
C	退職給付債務等の計算方法 複数事業主制度の取扱い	●※3				◎				◆			
②	個別財務諸表												
D	未認識数理計算上の差異等の処理方法 (貸借対照表上での即時認識) 用語変更(退職給付に係る資産、退職給付に係る負債)	当面の間、改正前会計基準等の取扱いを継続する											
E	開示の拡充 用語変更(過去勤務費用、長期期待運用収益率)	●※2			◎								
F	退職給付債務等の計算方法 複数事業主制度の取扱い	●※3				◎				◆			

- 早期適用の場合の適用開始時点
- ◎ 強制適用の場合の適用開始時点
- ◆ 実務上困難な場合の適用開始時点